

## ひたちなか市告示第126号

### ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する製造の請負及び物品の買入その他の契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、ひたちなか市物品調達入札参加資格選定要綱(平成6年告示第11号)第13条に規定する名簿に登載されている者(以下「有資格者」という。)が、事故、贈賄、談合及び不正行為等を起こした場合の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

#### (指名停止)

第2条 市長は、有資格者が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について、指名停止を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

#### (指名停止の期間の特例)

第3条 有資格者が一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表第1項及び第2項又は第6項から第8項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ同表第1項及び第2項又は第6項から第8項までの措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3項から第5項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間(指名停止期間中を含む。)に、それぞれ同表第3項から第5項までの措置要件に該当することとなったとき。

3 市長は、有資格者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各項又は前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。

4 市長は、有資格者について、極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な理由が明らかになったときは、別表各項及び前各項に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明

らかとなったと認めるときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

( 事故、贈賄、談合及び不正行為等の報告 )

第4条 物品調達等に係る有資格者について、別表各項の措置要件に該当するおそれがあると認めるときは、当該物品調達等を所管する課長は、物品調達等契約違反報告書(様式第1号)により、速やかに所属部長及び管財課長並びに総務部長を経て、市長に報告しなければならない。

( 審査及び決定 )

第5条 市長は、有資格者が別表各項の措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、別に定めるところにより速やかに審査を経て、指名停止の可否及び期間等を決定するものとする。

2 前項の決定は、第3条第5項の規定に基づく指名停止の期間の変更及び同条第6項の規定に基づく指名停止の解除の決定の場合にこれを準用する。

( 指名停止の通知 )

第6条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止を行ったときは指名停止通知書(様式第2号)により、第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更したときは指名停止期間変更通知書(様式第3号)により、同条第6項の規定により指名停止の解除をしたときは指名停止解除通知書(様式第4号)により、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、第2条第2項の規定により指名を取り消したときは、指名取消通知書(様式第5号)により、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

( 随意契約の相手方の制限 )

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

( 指名停止に至らない理由に関する措置 )

第8条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

( 指名停止の公表 )

第9条 市長は、第2条第1項の規定により指名停止となった当該有資格者について、指名停止措置の概要(様式第6号)により公表するものとする。

( 補則 )

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

( 施行期日 )

1 この告示は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この告示の施行の日の前日までに生じた別表各項に掲げる事項について、この告示の施行の日以後に明らかとなったものに係る指名停止の措置については、この告示を適用するものとする。

別表（第2条関係）

区 分	措 置 要 件	期 間
1 虚偽記載	市が発注する物品調達等の契約に係る入札等において、競争入札参加資格審査申請書その他競争入札参加資格審査に係る書類等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
2 契約違反	市が発注する物品調達等の契約の履行に関し、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上12月以内
3 贈賄	<p>(1) 次に掲げる者が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格者である法人の役員又は有資格者の支店若しくは営業所（常時物品の買入等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者であつてアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 次に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内</p> <p>9月以上18月以内</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>9月以上18月以内</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>3月以上6月以内</p> <p>2月以上4月以内</p> <p>1月以上2月以内</p>

<p>4 独占禁止法違反行為</p>	<p>(1) 市が発注する物品調達等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 6月以上9月以内</p> <p>2月以上9月以内</p>
<p>5 談合及び競売入札妨害</p>	<p>(1) 市が発注する物品調達等に関し、有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6月以上12月以内</p> <p>4月以上12月以内</p>
<p>6 暴力団等</p>	<p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団等(暴力団及び暴力団関係者)であると認められるとき。</p> <p>(2) 業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行をするために、暴力団等を使用したと認められるとき。</p> <p>(3) いかなる名義をもってするを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12月を経過し、改善された と認められるまでの期間</p> <p>9月以上</p> <p>6月以上</p>
<p>7 労働災害事故</p>	<p>(1) 市が発注する物品調達等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 市が発注する物品調達等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p> <p>2週間以上4月以内</p>

<p>8 不正又は 不誠実な行 為</p>	<p>(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、物品調達等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p> <p>1月以上12月以内</p>
-------------------------------	--	---